

## 金融商品取引法における顧客区分に関する期限日について

ゴールドマン・サックス証券株式会社

- 金融商品取引法(以下「同法」といいます。)第34条の2は、特定投資家(同法第2条第31項第4号)のお客様を、特定投資家以外のお客様としてお取引の勧誘または締結をさせていただくための手続について規定しています。当該手続においては、特定投資家以外のお客様としてお取引させていただく期間の末日(期限日)を定めることとされておりますところ(同法第34条の2第3項第2号)、当社においては期限日を、毎年9月29日とします。
  
- また、同法第34条の3および同法第34条の4は、特定投資家以外のお客様について、特定投資家のお客様としてお取引の勧誘または締結をさせていただくための手続について規定しています。当該手続につきましても、特定投資家のお客様としてお取引させていただく期間の末日(期限日)を定めることとされておりますところ(同法第34条の3第2項第2号、同法第34条の4第4項)、当社弊社においては期限日を、毎年9月29日とします。

以 上